

第 3 回

熊本県議会

# 経済環境常任委員会会議記録

令和5年10月3日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和5年10月3日(火曜日)

午前9時59分開議

午後0時15分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

報告第18号 公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第19号 公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第20号 一般財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について

報告第21号 公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第22号 希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第23号 公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第24号 株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第25号 一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①半導体関連企業集積に伴う環境への影響に関する台湾訪問調査の結果について

②地下水保全の取組み

③有機フッ素化合物(PFOS及びPFOA等)の水質調査結果について

④ノーモア・ミナマタ近畿第2次国家賠償等請求訴訟大阪地裁判決について

出席委員(8人)

委員長 吉田孝平

副委員長 池永幸生

委員 吉永和世

委員 池田和貴

委員 内野幸喜

委員 前田憲秀

委員 岩田智子

委員 住永栄一郎

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 小原雅之

政策審議監 上田哲也

医監 山口喜久雄

環境局長 坂野定則

県民生活局長 永江昌二

環境政策課長 枝國智子

水俣病保健課長 入田秀喜

水俣病審査課長 佐藤豊

環境立県推進課長 吉澤和宏

環境保全課長 村岡俊彦

自然保護課長 蓑田公彦

首席審議員

兼循環社会推進課長 鈴木和幸

くらしの安全推進課長 東田智裕

消費生活課長 三角登志美

男女参画・協働推進課長 板橋麻里

人権同和政策課長 早田吉秀

商工労働部

部長 三輪孝之

総括審議員

兼産業振興局長 内藤美恵

政策審議監

兼商工雇用創生局長 清 田 克 弘  
商工政策課長 池 永 淳 一  
商工振興金融課長 田 浦 貴 久  
労働雇用創生課長 時 田 一 弘  
産業支援課長 辻 井 翔 太  
エネルギー政策課長 岡 山 公 明  
企業立地課長 元 田 啓 介

観光戦略部

部 長 原 山 明 博  
政策審議監 脇 俊 也  
観光国際政策課長 櫛 本 麻 理  
観光企画課長 川 寄 典 靖  
観光振興課長 石 井 利 幸

販路拡大ビジネス課長 宮 崎 公 一  
企業局

局 長 竹 田 尚 史  
総務経営課長 馬 場 幸 一  
工務課長 伊 藤 健 二

労働委員会事務局

局 長 吉 野 昇 治  
審査調整課長 守 屋 芳 裕

事務局職員出席者

議事課課長補佐 楨 原 俊 郎  
政務調査課主幹 村 山 智 彦

午前9時59分開議

○吉田孝平委員長 それでは、ただいまから第3回経済環境常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願い

します。

小原環境生活部長。

○小原環境生活部長 環境生活部でございます。

環境生活部の議案等の説明に入ります前に、水俣病に関する判決について御報告申し上げます。

先週9月27日、大阪地方裁判所からノーモア・ミナマタ近畿第2次国家賠償等請求訴訟の判決が言い渡されました。

原告128名全員の損害賠償請求を認容するという内容で、国及び県の主張は認められませんでした。

現在、判決内容を精査しており、国とも協議の上、対応してまいります。

判決の概要につきましては、後ほど担当課長が御説明いたします。

次に、環境保全対策に関する最近の取組について3点御説明いたします。

1点目は、半導体関連企業集積に伴う環境への影響に関する台湾訪問調査の結果についてでございます。

半導体関連企業集積に伴う環境への影響を懸念する県民等の声に応えるため、8月末に、多くの半導体関連企業が集積する台湾のサイエンスパークを訪問し、現状を確認してまいりました。

地元行政機関等と意見交換を行い、同機関によるモニタリングの結果を確認したところ、環境法令に基づく規制基準は遵守され、水質、大気の問題は特に見られないとのことでした。

2点目は、地下水保全の取組についてでございます。

現在、地下水取水量の削減、他の水源利用の推進、地下水涵養のさらなる推進という3つの原則に沿った取組を進めているところでございます。

持続的な地下水利用が図られるよう、事業

者に求める涵養目標を取水量の1割から原則10割に見直すなどの地下水涵養指針の改正を行いました。加えて、環境アセスメント対象事業の面積要件を見直すことで、事業者の自主的な涵養を促進してまいります。

3点目は、有機フッ素化合物の水質調査の結果についてでございます。

本年7月から、熊本市以外の17地点で地下水及び河川水の調査を行いました。全ての地点において国が定めた暫定目標値以下という結果でございました。

詳細につきましては、その他報告事項の中で御説明させていただきます。

熊本の豊かな自然を次世代に引き継いでいくため、引き続き、環境保全に全力で取り組んでまいります。

それでは、環境生活部関係議案の概要について御説明いたします。

今回提出しております議案は、予算関係1件、報告2件です。

まず、第1号議案、令和5年度熊本県一般会計補正予算でございます。

委員会説明資料1ページをお願いいたします。

補正額(B)欄の下のほうでございますが、総額7,200万円余の増額をお願いしております。

主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策に係る施設整備や本年7月の豪雨で被災した自然公園施設の災害復旧に要する経費でございます。

そのほか、今回提出しております関係議案は、公益財団法人水俣・芦北地域振興財団等、県出資団体の経営状況の報告2件です。

このほか、その他報告事項として、冒頭で申し上げました水俣病判決、台湾訪問調査の結果など、4件御報告させていただきます。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○吉田孝平委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○枝國環境政策課長 環境政策課でございます。

説明資料の5ページをお願いします。

報告第18号、公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

別冊の法人の経営状況を説明する書類で説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

当財団の沿革ですが、水俣・芦北地域の再生、振興に関する事業や国の施策に基づいた金融支援を行うために設置されたもので、左側の枠囲みにある3つの財団を平成12年に統合した後、平成24年に公益財団法人に移行し、現在に至っております。

当財団は、右の枠内のとおり、3つの財団の財産、合計80億円の運用益等により、助成事業や貸付事業を行っています。

3ページをお願いします。

令和4年度決算の事業報告ですが、枠内のとおり、地域振興、もやい直しセンター運営費、環境技術研究開発、福祉対策の4つの助成事業、そしてチッソへの貸付事業を行っています。

このページ下段から8ページの上段まで、4つの助成事業の実績を掲載しており、8ページの下段から10ページまで、チッソに対する貸付けと債権管理の状況を記載しております。

11ページをお願いします。

決算報告でございます。

貸借対照表の左上、資産の部ですが、普通預金やチッソへの貸付金、債権等を合計し、資産合計は、中ほどに記載のとおり1,153億円余でございます。

一番右の増減欄、前年度から12億円余の増

となっておりますが、これは、主にチッソへの一時金貸付金に係る利息が債権として増加したことによるものです。

次に、負債の部です。

助成金の未払い金やチッソへの設備投資資金貸付けのための県からの借入金等を合計し、下から11行目になりますが、負債合計は94億円余でございます。前年度と比較し、240万円余の増となっておりますが、助成事業の支払いが年度内に完了しなかったため、未払い金が増加したことによるものです。

以上、資産から負債を差し引いた正味財産合計は、下から2行目、1,058億円余となっております。

次の12、13ページは、正味財産増減計算書の詳細となります。以降の財産目録までは、説明は省略させていただきます。

少し飛びまして、19ページをお願いします。

今年度の事業計画ですが、昨年度に引き続き、4つの助成事業とチッソへの貸付事業を行うこととしております。

20ページに予算書を掲載しております。

事業費の増減等ございますが、事業の基本的な組立ては、前年度と変更ございません。

以上が財団の経営状況の概要でございます。

環境政策課は以上です。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

A4横の説明資料の2ページをお願いいたします。

公害対策費としまして、1,300万円余の増額でございますが、これは、右側の説明欄のとおり、コロナ臨時交付金を活用し、環境センターのトイレの手洗い自動洗浄、洋式化等を行うものでございます。

環境立県推進課は以上でございます。

○蓑田自然保護課長 自然保護課でございます。

3ページをお願いいたします。

1段目の観光費でございます。

右側説明の欄、自然公園利用事業でございますが、令和5年7月の大雨により被災しました自然公園施設の復旧経費となります。

なお、復旧の箇所は、阿蘇市仙酔峡園地内にあります施設の給水ポンプの復旧でございます。

次に、2段目、観光施設災害復旧費でございます。

右側説明の欄、自然公園施設等災害復旧事業でございますが、これも令和5年の7月の大雨により被災した自然公園施設を復旧するための経費となります。

なお、復旧の箇所は、山都町矢部郷国民休養地にあります歩道やあずまや等の施設復旧、ほか1件でございます。

自然保護課、以上でございます。

○鈴循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

説明資料の6ページをお願いします。

報告第19号、公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

内容につきまして、別冊の法人の経営状況を説明する書類により、主なポイントを御説明します。

別冊2の公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の1ページをお願いします。

当該法人は、南関町に所在します最終処分場、エコアくまもとを運営する法人でございます。

まず、事業概要報告書でございます。

I、法人の概況ですが、主な事業は、公共関与による管理型最終処分場、エコアくまもとの運営など、廃棄物の処理に関する事業で

ございます。

次に、2ページの中ほど、Ⅱ、事業の状況をお願いいたします。

1、事業の実施状況ですが、(1)の産業廃棄物処理については、約7,400トン、(2)の災害廃棄物処理については、令和2年7月豪雨に伴う災害廃棄物約2,000トンを受け入れております。

次に、財務状況を御説明します。

5ページの貸借対照表をお願いいたします。

左から2番目の当年度の欄を御説明します。

まず、資産の部ですが、普通預金や維持管理積立資産等を合計いたしまして、資産合計額は、表の中ほどに記載していますが、76億4,100万円余でございます。

次に、負債の部です。

未払い金や借入金などを合計いたしまして、科目欄、下から14行目に記載しています。負債合計は、21億1,000万円余でございます。

以上、資産から負債を引いた財団の正味財産合計は、下から2行目、55億3,100万円余となっております。

6ページ、7ページの正味財産の詳細は省略させていただきます。

次に、11ページをお願いいたします。

本年度の事業計画でございます。

2、事業内容の(1)処分場運営に関する事業に記載のとおり、引き続き廃棄物を適正に受け入れ、安全で安定的な稼働に努めるとともに、適正な維持管理を行ってまいります。

最後に、12ページから15ページにかけて、本年度予算を記載しておりますので、御覧いただければと思います。

以上が財団の経営状況の御報告でございます。

循環社会推進課は以上でございます。

○三角消費生活課長 消費生活課でございます。

A4横の説明資料の4ページをお願いいたします。

消費者行政推進費でございますが、363万円の増額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

消費者自立のための生活再生総合支援事業は、コロナ禍で増加した多重債務問題に関する広報に要する経費でございます。

消費生活課は以上でございます。

○吉田孝平委員長 次に、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

三輪商工労働部長。

○三輪商工労働部長 おはようございます。商工労働部でございます。

今回提出しております議案の説明に先立ち、県内の景気、雇用情勢及び半導体関連事業の推進につきまして概略を申し上げます。

初めに、昨日公表されました日銀の金融経済概観では、「熊本県内の景気は、緩やかに回復している。先行きについては、海外の経済動向や資源価格の動向等の影響を注視していく必要がある。」とされています。

また、8月の本県の有効求人倍率は、1.30倍と前月同様となっており、雇用・所得情勢については、「改善の動きがみられている。」とされております。

次に、半導体関連産業のさらなる集積に向けた動きについてです。

JASM新工場の建設が進む中、8月には、ともに半導体関連の国家プロジェクトの推進に取り組む北海道と本県の間で連携協定を締結いたしました。

また、9月には、台湾と熊本を結ぶ定期便が運航を開始しましたが、日台経済交流促進懇談会など、様々な形で本県と台湾の経済団

体との交流が活性化しています。

引き続き、関係自治体等と連携しながら、半導体関連産業のさらなる集積に向けて取り組むとともに、県内全域にTSMC進出の効果が波及するよう努め、新生シリコンアイランド九州の実現を目指してまいります。

それでは、今回提案しております商工労働部の議案の概要について御説明申し上げます。

資料の7ページをお願いいたします。

令和5年度9月補正では、補正額(B)の欄の下段でございますとおり、一般会計で47億4,500万円余の増額補正をお願いしております。

その主な内容としては、高騰する電気・ガス料金の負担軽減のため、特別高圧電力及びLPガス利用事業者の支援に要する経費や最低賃金の大幅な引上げを受けて、生産性向上に取り組みながら賃上げに取り組む県内事業者を支援する経費等を計上しています。

そのほか、条例等議案の報告事項として、県が出資する5つの法人についての経営状況を御説明いたします。

以上が今回提出しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○吉田孝平委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○池永商工政策課長 商工政策課です。

説明資料の8ページをお願いいたします。

大阪事務所費、福岡事務所費の補正として、合計で2,700万円余を計上しております。

右側の説明欄をお願いします。

両事務所において、アフターコロナにおける熊本県の発信力を高めるため、テレワークやウェブ会議、企業との打合せに適したいわ

ゆるフリーアドレス化のための職場環境整備等を実施するものです。

商工政策課は以上です。

○田浦商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

9ページを御覧ください。

一般会計補正予算として、中小企業振興費で、3事業、3億7,015万5,000円の増額補正をお願いいたしております。

右側の説明欄を御覧ください。

中小企業振興指導事業費の中小企業者価格転嫁推進事業は、物流の2024年問題も念頭に、適正な価格転嫁につきまして、消費者や取引先の事業者の理解促進に向けた取組を行う商工団体に対して助成を行うものでございます。

小規模事業対策費補助の(1)商工団体台湾経済交流促進事業は、インターンシップの受入れや商談会の開催など、商工団体が行う台湾との経済交流のための取組に対して助成を行うものでございます。

(2)の中小企業者生産性向上緊急支援事業は、新規事業になりますが、経営基盤の強化を後押しするとともに、利益向上による賃上げ等を実現することで、人材不足解消に寄与するため、国や県の補助事業を活用して生産性向上に取り組む中小企業者に対して助成を行うものでございます。

商工振興金融課は以上でございます。

○時田労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

10ページをお願いします。

技術短期大学の経費として、3,327万円余をお願いしております。

内容は、説明欄(1)技術短期大学管理運営費として、来年4月に県立技術短期大学に新設します半導体技術科について、事前準備に必要な会計年度職員の雇用に要する経費

でございます。

次に、(2)技術短期大学学校教育対策事業として、同じく、半導体技術科の新設に伴って必要となる実習機器の購入経費でございます。

以上が補正予算に係る説明となります。

次に、法人の経営状況報告を行います。

別とじの経営状況を説明する資料をお願いいたします。

初めに、一般財団法人熊本テルサの経営状況について御説明します。

資料の1ページをお願いいたします。

まず、概要でございますが、当財団は、平成8年に設立され、4の設立目的にございませとおり、勤労者の福祉に関する事業を行い、県民の福祉の向上に寄与することとなっております。

6の基本財産は1億円で、県は7割の出資を行っております。

2ページをお願いいたします。

令和4年度事業状況報告書でございます。

1の総括の4行目に記載のとおり、コロナの影響は令和4年度も続き、特に感染拡大が、夏休み、それから忘年会、新年会の時期と重なったことなどから、特に飲食部門の売上げが前年度よりは上回ったものの、コロナ前までは回復しておりません。

そこで、感染症対策を徹底した会議室貸出しやテイクアウト商品の販売等を実施したことにより、年間売上高は5億9,120万円余と、前年度と比較して1億2,060万円余の増加となりました。

次に、3の利用状況でございます。

令和4年度は、宿泊、レストラン、宴会、フィットネスクラブや会議室など、全体で約28万人、前年度と比較しまして、約2万5,000人の増加となりました。

次に、3ページをお願いいたします。

令和4年度の決算書になります。

まず、損益計算書です。

最上段の1の売上高は、5億9,120万円余となり、右側2列目、ウの列の前年度決算額と比較しまして、1億2,060万円余り増加いたしました。

表の中ほど少し下に記載しております5の償却前営業利益は、1,188万円余の赤字となり、昨年度から、一番右側の列ですけれども、1,825万円余の赤字額の減少、それから、一番下の12の当期純利益は、2,679万円余の黒字となっております。

続いて、4ページをお願いいたします。

貸借対照表となります。

表の中ほど、資産合計の欄でございますけれども、4億7,306万円余で、固定資産の減価償却等により、前年度から4,282万円余の減となっております。

下から6行目の負債合計は、3億836万円余、正味財産合計は、1億6,469万円余となっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

こちらは、令和5年度の事業計画書となります。

1の総括の下2行に記載しておりますとおり、効果的な広告展開を図りながら経営体制を充実させ、さらなる売上げ回復と経費削減に向けて全力で取り組むこととしております。

続いて、6ページをお願いいたします。

令和5年度の予算書となります。

最上段、1の売上高6億8,254万円余、前年度と比較して、3,554万円余の増を見込んでおります。

以上が熊本テルサの経営状況の説明となります。

続きまして、雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類をお願いいたします。

公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況の書類の1ページをお願いいたします。



財団の概要になります。

4の設立目的は、地域の発展を担うべき人材の確保、育成、定住促進に寄与することとなっております。

5の基本財産1億円の全額、それから、6の運用財産28億円余のうち、20億円を県が出資しております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

2ページから3ページにかけて、令和4年度の事業概要となります。

1の講座・セミナー・育成事業及び2の相談事業など5つの柱で、国、県からの委託事業のほか、独自事業として、高校生、大学生等をはじめとした幅広い世代に対する就職支援事業を実施しております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

令和4年度決算書のうち、正味財産増減計算書となります。

まず、表の中ほど少し上に記載しております経常収益の計でございますけれども、1億4,827万円余と、昨年度から比較しまして6,879万円余の増加となりました。

また、最下段に記載しております経常費用計は1億4,250万円余であり、前年度から7,226万円余の増となっております。

5ページをお願いいたします。

5ページの最下段、正味財産期末残高は、30億2,560万余となっております。

少し飛びまして、10ページをお願いいたします。

10ページから11ページにかけて、令和5年度の事業計画となります。

令和4年度に引き続き、5つの柱により、高校生、大学生等をはじめとした幅広い世代の求職者と企業等が互いに接点を持てる機会の創出に取り組むこととしております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

令和5年度における収支予算書となります。

1の(1)経常収益の欄の計は1億2,539万円余、下から3段目の経常費用計は1億4,038万円を見込んでおります。

以上が熊本県雇用環境整備協会の経営状況の説明となります。

続きまして、希望の里ホンダ株式会社の経営状況の資料をお願いいたします。

希望の里ホンダ株式会社の経営状況資料の1ページをお願いいたします。

4の設立目的は、重度障害者の雇用の場を拡大することを目的として、本田技研工業株式会社、熊本県、宇城市の3者が出資して設立しております。

6の資本金5,000万円のうち、県が44%の2,200万円を出資しております。

2ページをお願いいたします。

2ページは、令和4年度の事業報告となります。

この2ページの下半分、③財産及び損益の状況を御覧ください。

直近4期の損益等を記載しております。

一番右の列にあります令和4年度の売上高は、二輪組立て事業及び四輪組立て事業の復調によりまして、最上段の売上高は86億9,700万円余で、2段目の経常利益は4,000万円余となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

3ページの最下段、④従業員の状況を御覧ください。

令和5年3月末現在で、従業員65人、うち障害者の方を23人雇用しております。

4ページをお願いいたします。

4ページが令和4年度の損益計算書となります。

最上段の売上高は、86億9,799万円余となり、前年度と比較しまして、7億7,510万円余り増加しております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

貸借対照表となります。

左側、最下段の資産の合計は12億6,386万円余で、前年度から3,085万円余の増となっております。

表の右側中ほどの負債の合計は9億6,305万円余、下から2段目の純資産合計は3億80万円余となっております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

7ページは、令和5年度の事業計画となります。

令和5年度の事業計画では、二輪部門の生産増加を見込んでおり、全体としては、2の収支計画の①売上げ計画の最下段のとおり87億8,200万円余、令和4年度実績と比較しまして1%の売上げ増を見込んでおります。

次に、8ページをお願いいたします。

⑤経常利益計画につきましては、前年度からの売上げ増を見込んでおり、経常利益は、4,800万円余となる見込みでございます。

以上、希望の里ホンダ株式会社の説明を終わります。

労働雇用創生課は以上でございます。

○辻井産業支援課長 産業支援課でございます。

補正予算1件、また、法人等の経営状況を説明する資料につきまして、2件御説明いたします。

まず、令和5年度9月補正予算でございます。

資料の11ページをお願いいたします。

産業技術センター費です。

県内中小企業のポストコロナ対応のための支援基盤整備事業です。

ポストコロナに向けた地域企業の支援ニーズに対応するための最新分析機器等を整備することで、当センターの支援基盤を拡充し、

県内中小製造業等の競争力強化をより一層後押しするものでございます。

続きまして、法人等の経営状況を説明する資料につきまして、2件御説明いたします。

まず、報告第23号の公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況について御説明いたします。

別冊資料、公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類の1ページをお願いいたします。

当財団は、平成13年に、熊本県中小企業振興公社、熊本テクノポリス財団、熊本テクノポリス技術開発基金の3つが統合し設立され、平成25年に公益財団法人へ移行するとともに、名称をくまもと産業支援財団に変更いたしました。

また、令和5年4月に、一般財団法人熊本県起業化支援センターを吸収合併いたしました。

2ページをお願いいたします。

組織は、3部1センター制となっております。

県内中小企業への支援を幅広く行っており、中小企業・小規模事業者の経営力強化を支援するよろず支援拠点推進室や高度技術の推進を図る産学連携推進室、グループ補助金に係る無利子貸付事業を行う復興支援金融室などを中核としています。

また、熊本県起業化支援センターとの合併に伴い、新たに起業化支援室を創設いたしまして、県内創業者等に対する資金提供業務等を行っております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

事業及び会計体系図となっております。

当財団は、公益目的事業の中で、事業革新、販路拡大、産学連携を柱に、経営相談・指導、ビジネスマッチングの推進、研究開発事業化支援などを実施しております。

続きまして、飛ばしまして、21ページをお

願いたいします。

貸借対照表です。

資産の部、一番下段の資産合計は、442億4,456万円余となり、3億4,058万円余の減となっております。

おめくりいただきまして、22ページ中段、負債合計3億136万円余の減、こちらは、主な原因といたしまして、長期借入金の減によるものとなっております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

正味財産増減計算書です。

26ページ中段の当期経常増減額は、3,844万円余の赤字となっております。

こちら主な要因といたしまして、当財団で行っておりますプライバシーマーク事業において、制度改正による令和3年度の駆け込みでの申請に伴い、翌年度の申請件数が減少したことによる収益減が挙げられます。

なお、当財団の財務状況につきましては、今後も、管理費の節減や資金の有効活用等により、引き続き改善に努めてまいります。

続きまして、39ページをお願いいたします。

事業計画となっております。

令和5年度は、コロナ禍や豪雨災害によって生じている資金繰りや販路確保などの多くの事業者が抱える課題について、よろず支援拠点を中心とした経営の安定及び強化に対する支援を行ってまいります。

また、熊本地震に伴う復興支援として、無利子貸付けを行ってきた被災中小企業施設・設備整備支援事業、こちらにつきまして債権管理業務及びフォローアップを強化してまいります。

個別の事業計画概要につきましては、42ページ目以降に記載しておりますが、詳細は省略させていただきます。

続きまして、51ページをお願いいたします。

熊本県起業化支援センターの令和4年度の事業実施状況等に関する書類です。

当センターにつきましては、先ほど御説明しましたとおり、本年度9月議会時点において、くまもと産業支援財団に吸収合併されていることから、今回、財団の経営状況と併せて御報告させていただきます。

53ページをお願いいたします。

当センターの概要です。

当センターは、平成8年に設立され、創業初期や新分野進出期の企業に対する株式及び転換社債の引受けによる資金提供事業や企業の財務等に関する総合的なコンサルテーション事業等を実施してまいりました。

令和5年4月のくまもと産業支援財団との合併に伴い、当センターが行ってきた事業は財団に引き継がれております。

今後も、県内の創業者等に対するハンズオン支援や資金提供事業を行い、さらなるベンチャー支援等を進めてまいります。

続きまして、55ページをお願いいたします。

事業報告です。

令和4年度は、主要業務である株式等引受けの実施や中小企業の販路開拓等を目的としたビジネスプラン発表会の開催、経営相談・支援等によるベンチャー創出支援コンソーシアムへの協力を行いました。

本ページ以降に個別の事業概要を記載しておりますが、詳細は省略させていただきます。

続きまして、58ページをお願いいたします。

貸借対照表です。

一番下段の行にありますとおり、総資産は、17億6,777万円余となっております。

隣の59ページをお願いいたします。

正味財産増減計算書です。

59ページ上段の当期経常増減額は、559万円余となっており、前年度と比較しまして、

436万円余の増となっております。

なお、一番下段の正味財産期末残高17億6,640万円余につきましては、合併に伴い、全額くまもと産業支援財団に引き継がれております。

くまもと産業支援財団の説明につきましては以上になります。

続きまして、報告第24号の株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況について御説明させていただきます。

別冊資料、株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の1ページをお開きください。

当センターの概要を記載してございますが、同センターは、益城町のテクノリサーチパーク内で貸し工場の運営管理を行っている平成12年に設立された第3セクターでございます。

5ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

令和4年度は、全室入居となっており、その不動産収入が、令和4年度売上高として4,956万円余でございます。

經常利益は、下から7番目の数字の1,036万円余、当期純利益は、一番下の数字でございますように、約341万円余の赤字となっております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

資産の合計は、一番下の数字でございます11億5,806万円余で、借受け等はございません。

続きまして、13ページをお願いいたします。

令和5年度の事業収支予算でございます。

税引前当期純利益は、一番下の欄のとおり、805万円余を見込んでおります。

産業支援課につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

す。

○岡山エネルギー政策課長 エネルギー政策課です。

補正予算説明資料、12ページをお願いいたします。

エネルギー価格高騰に対する事業者緊急支援事業です。

これは、特別高圧電力利用事業者の電力料金とLPガス利用事業者のガス料金へ助成を行う事業で、40億円余を計上しています。

具体的には、特別高圧受電契約者については、電気使用量1キロワットアワー当たり1.8円を乗じた額を助成します。

LPガスについては、LPガスを利用している1事業所当たり4万円を一律に助成します。

なお、高圧ガス保安法に基づく貯蔵施設3トン以上の届出を行っている事業者につきましては、LPガス使用量1立方メートル当たり3円を乗じた額を助成します。

助成対象期間は、特別高圧電力、LPガス、いずれも令和5年1月から9月分です。

エネルギー政策課は以上です。

○吉田孝平委員長 次に、観光戦略部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

原山観光戦略部長。

○原山観光戦略部長 観光戦略部でございます。

観光戦略部関係の議案の説明に先立ちまして、県内観光の現状について御説明申し上げます。

観光庁の宿泊旅行統計調査における直近の速報値によりますと、本県の今年7月の延べ宿泊者数は、2019年比で106.5%となり、3か月連続でコロナ前を上回っています。

このうち、外国人宿泊者数についても、

2019年比で90.8%にまで回復してきております。国籍・地域別の割合を見ますと、6月、7月は台湾からの宿泊者数が韓国を抜いて最も多くなっております。

8月からのTSMC出向者の来熊や9月からの台北線就航を契機として、今後、台湾からのインバウンドのさらなる増加を期待しているところでございます。

また、先週9月28日、29日には、くまモンポート八代にロイヤル・カリビアン社の国際クルーズ船「スペクトラム・オブ・ザ・シーズ」と日本最大のクルーズ船「飛鳥Ⅱ」が立て続けに寄港しました。さらに、今週6日からは、ツール・ド・九州2023が、11月14日からは、国際バドミントン大会、熊本マスターズジャパンが開催されます。

引き続き、こうしたチャンスを最大限に生かしながら、本県の観光再生に向けてしっかりと取り組んでまいります。

それでは、観光戦略部関係の議案の概要について御説明申し上げます。

資料18ページをお願いいたします。

今年度9月補正予算では、補正額(B)の欄の下段にございますとおり、一般会計で320万円余の増額補正をお願いしております。

内容としましては、台湾における企業支援窓口の設置に要する経費でございます。

また、報告事項として、県が出資する一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況について御報告いたします。

詳細につきましては、この後、担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○吉田孝平委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○櫛本観光国際政策課長 観光国際政策課でございます。

資料の19ページをお願いいたします。

貿易振興費のうち、台湾における企業支援窓口運営事業といたしまして、320万円余の増額をお願いしております。

これは、TSMC進出や直行便就航という好機を逃さず、熊本、台湾双方の企業等から寄せられる様々なビジネス相談にワンストップで対応する窓口を台湾・台北に設置するための経費でございます。7月28日から既定予算を活用して試行的に設置しております。

観光国際政策課は以上です。

○宮崎販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課でございます。

説明資料の20ページをお願いいたします。

報告第25号、一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について御説明いたします。

別冊の法人の経営状況を説明する書類の8番目になります伝統工芸館の書類をお願いいたします。

資料の3ページをお願いします。

まず、概要ですが、当法人は、伝統工芸館の管理運営財団として昭和57年に設立され、平成22年度に一般財団法人へ移行しました。

4から6に、設立目的、基本財産等を記載しております。

7ページをお願いいたします。

令和4年度の経営状況です。

(1)総括のとおり、令和4年度末正味財産期末残高は、前年度より1万5,000円減少し、8,350万円余となっております。

令和4年度は、伝統工芸館開館40周年を迎えたことから、記念展示や工芸館の歩みを紹介する企画展などを実施しており、前年度と比較して入館者数や工芸品の売上げは増加しましたが、40周年事業に係る経費や光熱水費の高騰などの影響で正味財産は微減となっております。

資料8ページをお願いいたします。

中ほどの(3)観覧料及び使用料収入状況で

すが、収入の合計は799万円余と、対前年比14%増となっております。

(4)入館者数と工芸品の売上げに係る目標と実績値です。

令和4年度は、下期から新型コロナウイルス感染症が落ち着いてきたこともあり、入館者数は8万4,079人と、目標に対して93%、対前年度比31%増となりました。

工芸ショップ匠及び通信販売の売上げは、いずれも目標を上回っており、対前年度比、工芸ショップ匠が8.6%、通信販売が28%の増加となっております。

次に、9ページをお願いいたします。

2の事業別概要については、13ページまで各種事業の実施状況を記載しており、自主企画展示事業や工芸館の人材育成など、様々な事業を実施しております。

続きまして、23ページをお願いいたします。

令和5年度の事業計画です。

昨年、開館40周年の節目を迎えましたが、引き続き、現代の工芸ファンが工芸館に期待するものを常に把握しながら、様々な事業を展開し、本県の伝統的工芸品産業の振興と活性化に努めることとなっております。

最後に、資料29ページをお願いいたします。

令和5年度の収支予算書です。

今年度も、引き続き経費節減等に努めることとしており、収入・支出額とも前年度と同額程度の額が計上されております。

販路拡大ビジネス課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○吉田孝平委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

また、発言する際は、マイクを自分の口元に向かって、明瞭に発言いただくようお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○池田和貴委員 それでは、観光国際政策課にちょっとお尋ねしたいと思います。

補正予算で、企業支援窓口の運営事業ということで、台北の中に事業所を設けるということなんですけれども、これはいいことだと思っております。ぜひやってほしいと思うんですが、ただ、そのときに、熊本県だけでやるのと、ほかのもう既に向こうに入ってる、例えば、肥後銀行が、新たな事業所、相談窓口を台北に出されたりとか、今まで既存の日本の政府のJICAとかいろいろあると思うんですけれども、ということは、場所ってすごく大事なんだろうと思うんですね。

この場所は、どういうところに置こうとされているのか、また、例えば、その肥後銀行がこの間出された事務所とか、そのほかのところとどういうふうに協力しながら、本県の事業者も含めて、そういう人たちの要望に応える体制になっているのか、ちょっとその辺を教えていただければと思います。

○樺本観光国際政策課長 御質問いただきありがとうございます。

まず、台北にございますアドバイザーさんの場所、オフィスの場所ですけれども、台北市内の非常に便利など真ん中にごございます。これは、県内企業さんが、そちらをお尋ねされるときに、駅から電車で来られたり、車で来られたりしても、分かりやすいようなところがいいということで、非常に立地としては分かりやすい場所ではないかなと思っております。

肥後銀行さんのオフィスは、松山空港と申

しまして、桃園空港よりか台北市内に近い空港のほうに近いところに立地されているので、台北のアドバイザーさんのオフィスからすると車で20分ほどかかるところではございます。ですけれども、頻繁にやり取りもされておりまして、非常に有効な関係づくりをされています。

実は、この台北のアドバイザーさんというのは、当初、高雄と交流を熊本県が初めてスタートさせましたときから、やはりビジネスの関心というのは、県内企業さん、台北を中心として考えておられるということもございましたので、アドバイザーさんとして御協力をいただけるようお願いしてございました方で、もう既に本県との——上田アドバイザーさんとおっしゃるんですけれども、10年以上の関係がございます。

その間、台北の日系人プラス台湾のビジネス関係というのも幅広い関係を持ってらっしゃいまして、ライオンズクラブの会長をなさったり、日本人会の会長をなさったり、また、台湾のビジネス、商工会議所等にも出入りをなさってらっしゃるという方なので、肥後銀行さんがオフィスを今回設置されるときにも、実は、そのアドバイザーさんにいろいろな相談をされたり、オープニングの式典のときの仕切りというのも、実は、そのアドバイザーさんのところでなさいました。肥後銀行さんはじめ熊本銀行さんの関係も、オフィスをお持ちになってらっしゃいますし、そういった各日系の金融機関の方たちとも非常に交流もお持ちでいらっしゃいます。

ですから、県内企業さんが、あるいは台湾の企業さんがいろいろ御相談されるときには、その広いコネクションを持ってらっしゃるアドバイザーさんがいらっしゃるということによって双方がつながっていくという、そういう相乗効果が期待できるとしておりまして、ぜひ、県内企業の皆さんには、これから予算をお認めいただきましたら、本格的に双方に

積極的なPRができますので、どんどん御活用いただきたいと思っております。

以上です。

○池田和貴委員 はい、分かりました。非常に期待が持てる説明をいただいてよかったですと思います。

ただ、私が言いたいのは、そういうすばらしい方がいらっしゃって、でも、外国に行ったときに、当然日本とは違うわけですから、ある意味、その物理的な近さがあつたほうが日常の業務的にも相乗効果も出やすいと思いますし、そういった意味では、単発でやる——こういうのは、新しいのをつくることはすごく大事だと思うんですけれども、その際に、どうやればうまく連携しやすくなるかという視点からすると、事務所をどこに置くかとか、もしかしたらほかの方と話し合っ、熊本県の関係のそういうところは1か所にどこか借りましようかと将来的にはするとか、九州の人たちみんなでどこか一つのビルを借りてやりましようかとか、そういったのも今後考えながらやっていったほうがいいんじゃないかなというふうに思ったものですから、今後の展開に期待をしたいと思います。

続けてすみません、ちょっと質問いいですか。

○吉田孝平委員長 はい。

○池田和貴委員 次が、これは労働雇用創生課、熊本テルサの経営状況を説明する資料の中で、ちょっと1点お伺いしたいんですが、3ページの損益計算書で、ちょっと今説明聞いてて思ったんですが、これを見ると、営業利益は、マイナス、赤字なんですよ。経常利益マイナスで、特別利益が6,200万あって、特別損失が3,000万あって、最終的には、当期の利益が2,600万ということになってるんですね。

この特別利益というのは、どういう利益があるのか、ちょっと教えてほしいなと思ってですね。

○時田労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

今お尋ねの特別損益3,000万でございますとか、あと、その上10番の特別利益6,000万でございます。

これの要因につきましては、ちょうど営業中に電気関係の点検をしている際に、電気関係のショートが起きまして、全館停電を起しました。その際、保険に入っていましたものですから、その保険収入が実はその当該年度だけございまして、その関係で、この3,000万、特別損失としての計上がなされているものでございます。

○池田和貴委員 特別損失はね。

特別利益のこの6,200万というのは、その保険金ということですか。

○時田労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

今申し上げました保険金の部分が、この6,200万のほぼ全額を占めているような状況でございます。

○池田和貴委員 はい、分かりました。

ということは、やはりまだコロナ禍が明けていない昨年度なので、テルサの経営も厳しいんだと思うんですけども、なかなか、その今の業態を考えると、じゃあ赤字だからといって公金をこの中に入れようというのは、やっぱりちょっとなかなか理解が得られないと思うんですね。そういった意味では、しっかり本業で利益を上げてもらうような体制を取ってもらわなきゃいけないと思ってます。

これは要望ですけども、例えば、今みたいな、通常ないので、特別なことがあって、

こういう決算になっているというのであれば、やっぱりそこはしっかり説明してもらわないと、わざわざ質問せざるを得なくなってしまいうわけですね。その辺は、やっぱり執行部の皆さん方はしっかり考えていただきたいなということを要望しておきたいと思えます。

ありがとうございました。以上です。

○内野幸喜委員 6ページ、報告第19号ですけども、熊本県環境整備事業団、これはエコくまもとですね。

この説明資料の中で、2ページ、事業の実施状況ということで、産業廃棄物の処分量が7,450トン、そして、災害廃棄物処理については、2,029トンということでありましたけれども、これは、今現在、容量としては、何%、何割ぐらい今入ってきているのか、全体容量のうちですね。ちょっとそこを教えてくださいなというふうに思います。

○鈴循環社会推進課長 令和5年の3月末で答えをいたします。

エコアの埋立許可容量といいますか、キャパシティーは、42万3,395立方メートルでございます。このうち、既に21万5,218立方メートル余が埋められております。進捗率は、大体50.8%でございます。

その内訳といたしまして、熊本地震であるとか令和2年7月豪雨の分で埋めてあるのが大体73.9%ぐらいです。それと、通常の産業廃棄物で埋め立てられているのが13.4%ぐらいです。残りが覆土、3メートルぐらい埋めたら30センチぐらい埋めるとか土をかぶせるとかという分が12.7%ぐらいでございます。残りが大体30万トン余りというような状況でございます。災害廃棄物のことを考えずに、今から産業廃棄物だけを埋めていくとなると、20年ぐらいはもてるんじゃないかなと思っているところでございます。20年以上はも



てるんじゃないかなど。

○内野幸喜委員 これは、2015年に恐らく供用開始したんじゃないかなと思います。

当初、容量がいっぱいになるのが、やっぱり20年とか30年とかかかるんじゃないかって話だったんですけども、先ほど課長から説明があったとおり、災害があつて、熊本地震であるとか、令和2年7月豪雨であるとか、そういった災害の廃棄物というか、そういったのを搬入して、今もう5割以上になっているということですね。

県が持っているということは、やっぱりセーフティーネットにもなっていると思うので、今後、恐らく通常の産業廃棄物だけではなくて、何かしらやっぱりこういった、起こってほしくないけれども、そうした災害が起こったときには、やっぱり県のほうのこのエコアで受け入れざるを得ないというふうに思ってます。そうしたときに、産業廃棄物だけではなくて災害廃棄物を搬入するとなると、期間もやっぱりもう少し短くなってくるんだろうと思うんですね。

私は、このエコアくまもとができる過程において、いろいろ地元の方等の意見もたくさんいただいて、一般質問の中でも議会の中でも何回か質問させていただきました。地元の方の心配があつたからこそ、クローズドだということになったんですね。これが今後どれぐらい可能かどうかというのは、まだ分からないんですけども、次の候補地ということもやっぱり考えていかないといけないのかなと。

これはやっぱり県が持つということは、最後のセーフティーネットということではありますので、そうした候補地を今後検討、考えていくということも私は必要だろうというふうに思っています。

特に、この南関のエコアくまもとについては、当初、やっぱり地元、特に南関町、和水

町の方々からは大変反対の声が多かったんですね。最終的には、当時の町長さんが苦渋の判断、決断ということで受入れを表明したという経緯もありますので、やっぱりこれは今のうちからそういったことも考慮しながら検討していく必要があるんだろうというふうに思います。

これは、ほかの部局ですけれども、例えば、海のしゅんせつ土についての処分先についても、農林水産部であるとか、土木部であるとか、そういったことは、もう検討段階というか、もう候補地も選定して進めていきますので、今後こうしたことも考慮するならば、今のうちから次の一手も考えていかないといけないのかなというふうに思うんですが、その点どうですか。

○鈴循環社会推進課長 今現在、次のということをお県で考えているわけではございませんが、一方で、民間の管理型処分場の動きも見据える必要がございます。

実は、民間のほうの動きがございまして、エコアが先ほど42万立米ということで申し上げましたけれども、その大体2.5倍ぐらいの処理能力といいますか、キャパシティで考えておられる民間の会社がございます。

これが、社長さんに聞いてみたところ、令和8年度に供用開始をする予定だということでございますので、そういったところの動きとの兼ね合いも合わせながら、今後県としては考えていくべきんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

○内野幸喜委員 これは、経済活動の中では、必ずこの産業廃棄物というのは発生します。また、起こってほしくないけれども、災害が起こったときには災害廃棄物というのも必ず出ますので、こうしたものがスムーズに搬入できるような施設がやっぱり県に必ずあるというのが私は大事だと思っております。

で、そういったことを踏まえながら、今民間の話もありましたけれども、県全体をカバーできるような形で検討していただければなというふうに思います。

それから、もう1点いいですか。

○吉田孝平委員長 はい。

○内野幸喜委員 次は、商工労働部のほうですが、9ページですね。

新規事業で中小企業者生産性向上緊急支援事業、この中の説明文で「人材不足解消に寄与するため」というふうにあります。ちょっとここをもう少し詳しく教えていただければなと思います。

○田浦商工振興金融課長 今御質問のございました中小企業者の生産性の向上事業でございますけれども、これにつきましては、国や県の補助金等を活用して生産性向上に取り組む事業者に対しまして、それと賃上げに取り組むという事業者に対しまして、補助率をかき上げするというものでございますけれども、やはりその人材の確保のためには、きちんとした労働環境を確保することが大事だというふうに考えてございます。

そのためには、生産性向上に伴いまして、やはり価格転嫁等を進めていきながら、適正な経営環境を確保するということが大事だということございまして、そういった意味で人材確保につなげていきたいという意味でございます。

○内野幸喜委員 今いろんな企業の方と話すとき、資材高騰であるとか燃料費の高騰とかと同じように、この人材不足というのを皆さんやっぱりおっしゃるんですね。これは数年前だったら、そんなに人材に困ってないような企業でも、今どこも人材不足しているという話が出ます。

そこで、ちょっとまず聞きたいのが、先ほど報告でありました熊本県雇用環境整備協会の説明の資料の中で、いろんな事業をやっつけらっしゃいますよね。

例えば、この今年の計画の中でも、就職氷河期世代向けセミナーとか、そういったいろんな事業を計画されてますし、これまでもやってきてらっしゃいます。これが実際にその就職に結びついてるのか、大体どれぐらいの人が、こうしたセミナー等を受講して、実際に就職したのかという、もし数字があれば教えていただければなと思います。

○時田労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

雇用環境整備協会が取り組んだ事業に対する実際の就職に結びついた人数でございますけれども、すみません、ちょっとそこまでまだ把握できておりませんで、後ほど報告させていただきます。

○内野幸喜委員 はい。後でそういった数字があれば教えていただきたいと思うんですが、さっき言った人材不足、これはもう本当深刻なんですね。

これは、T SMCの進出が決まって、30数社がもう立地協定を結んでいると。これから、恐らく雇用予定者って、またさらに1,700名以上の雇用予定者というのが出てくると思います。果たして、そうしたときに、本当にこの人材が供給できるのかという心配すらやっぱり出てきてるんですね。

特に、今若い世代というのは、人口が減少してて、そもそも少子化ですから、少ない世代なんですよ。そうしたときに、本当にこの企業もやっぱり人材確保にもう一番苦勞しているというのが本音なんですよ。

そうしたときに、これはやっぱり一企業だけで対応できるような状況じゃ今なくなっているというのを、私は話を聞いてて思う

んです。その部分を、これは国マターなのかもしれませんけれども、これは本気でやっぱり考えていかないと、なかなかやっぱりこの産業自体が成り立っていかないのかなというふうに思います。

これは、実は民間だけではなくて県もそうですよね。県も、これからたくさんの事業が出てきます。

例えば、TSMCに関しては、今後10年間で1,140億円ぐらいのいろんな公共事業等が発生するという話がありました。じゃあ、果たして、これを本当にやるときに、それだけの人がいるのかというやっぱり懸念もあるんですよね。

そうした問題について、今本当に真剣に考えないといけない問題であって、県としては、どういう方向で今後捉えていくのかというか、何かありますか。漠然としたような感じになってしまうんですけれども。

○三輪商工労働部長 商工労働部でございます。

今お話ございましたのは、非常に大きな課題という認識を持っております。急に人がどっと熊本に来るとか、そういうのは非常に難しゅうございますが、基本的には、まず、この熊本県で育った子供さんたち、学生が熊本に残ってもらえるような、こういう仕掛けです。

一つの例を挙げますと、ブライツ企業という非常に働きやすい企業さんが、ちょっと数は忘れましたが、ございますので、県民の方に県内企業のすばらしさを分かって残っていただく施策をやりたいというふうに思っております。

ちなみに、来年の2月に開催しますくまもと産業復興エキスポでは、県内の各高校生の方に学校を通じて来場の希望を確認しましたところ、3,000人を超える学生が来ていただいて、熊本の企業なども見ていただけるよう

な、そういうものもございます。

それともう一つが、県外におられますいろんな県出身の方も含めまして、UIJTターン、熊本をアピールすることによりまして、たくさんの方に熊本に戻ってきてもらう、そうすると、ちょっと逆に去っていかれたほうはきついと思うんですけれども、熊本のPRをしていきたいというのがございます。

それと、具体例を言うと、人材育成というのが3つ目に必要と考えておりまして、一例を挙げますと、水俣市のアスカインデックスさんが、水俣高校と連携して半導体の教育を進めておられるなど、そういう、人を育てる、それから県内に残ってもらう、また、県外から来てもらう、そして育てる、この3つをしっかりと進めていきたいと思っております。

必要に応じまして、国のほうにもいろんな要望をしていきたいと考えているところでございます。

○内野幸喜委員 しっかりとお願いしたいと思っております。

○池田和貴委員 すみません、ちょっと関連してなんですけれども、今部長の説明聞いてまして、県の意欲を感じられて、ぜひ頑張ってもらいたいと思うんですが、ただ、やっぱり就職とか職を選ぶというのは、それは個人の選択なので、幾ら行政が旗振っても、そこでその個人が選択してくれないとというのはあるんです。

これはもう大前提としてあって、じゃあ個人が選ぶときにどうするかといったら、やっぱり情報収集して自分で選ぶわけですから、足りないところに対しての情報も必要なんですけれども、やはり働いてもらうためには、いかにそういう人たちに興味深く持ってもらえるとか、必要な情報をどうタイムリーに出していくとか、そういうことも大事だと

思うんですよね。そういうことをやっていくことによって——個人も時間が限られてますので、全ての情報を見るわけじゃなくて、やっぱり興味のあるやつを見て、それで考えていくわけですね。

そういう意味では、情報発信って物すごく大事だと思うので、それと時間的なタイムリーさですよね。そういうのをやはり意識しながら、ただ、行政の予算ってなかなかタイムリーに動きづらい側面もありますので、そういったところをやっぱり十分考えながらやっていただければなというふうに思っています。

それと、人材に関しては、残念ながら日本の人口はこれから減っていくし、若い人たちは減っていきます。これは、一生懸命頑張っていて、例えば出生率が上がったとしても、いわゆるそれに対応する母数が減ってくるので、若い女性の母数が減ってくるので、出生率が上がっても、なかなかその若い人たちの人口は増えないというジレンマがあるんですよね。

でも、これはやっていかなきゃいけないことなんですけれども、そうすると、いわゆる日本に住まわれる方も、やっぱり考えとしては来ていただきたい、それはもういいんですけれども、ただ、日本以外は人口増加している地域もあるわけですから、そういったところから有為な人材も熊本に来ていただけるようなことも、合理的に考えればそういったこともやっていく必要があるんじゃないかなと私は思ってるんです。

だから、先ほど部長が言っていた国内の皆さん方への働きかけも併せて、やっぱり人口が増えていく、これから伸びていく地域も含めて、海外のところとどう戦略的に結んでいながらそういったところに有為な人材を連れてくるかとか、そういう視点もぜひ持ってやっていったほうがいいんじゃないかと私は個人的に思ってますので、部長どう考

えられるか、ちょっとお考えを聞かせていただければと思います。

○三輪商工労働部長 人材につきましては、今委員おっしゃったように、なかなか国内だけでは厳しいという認識は一緒でございます。

それで、今回の台湾のほうとTSMC進出ですごく結びつきが深まったということはございますが、例えば民間で——ちょっと伺っておりますのは、バングラデシュのIT技術者みたいな方たちがたくさんおられて、それを建設業のほうでちょっと受け入れる。建設業とIT、ちょっと違うところはあるんですけども、そういう人材を活用したいというような動きもございます。

熊本県工業連合会とかも、これは、地場企業の皆さんが、300数十社の団体でございますが、そういうところと連携を密にしまして、国外の人材の確保ということにもしっかりと努めていきたいと思っております。

○池田和貴委員 そのときにやはり困るのは、受け入れるときのいわゆる行政上の手続だとか、そういったのが迅速にできるとか、そういうものの相談窓口が充実しているとか、そういったところってあると思うんですよね。

だから、そういう民間の動きに対して、どういう形でサポートすることによって、その県内の課題解決に結びつけられるかということをやっぴりぜひ考えながら、県としての施策をつくっていただくように要望しておきます。

○時田労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

今、外国人材の活用支援ということで御質問いただきましたが、補足をさせていただきますと、労働雇用創生課のほうでは、相談窓

口としまして、水道町のほうに外国人材の受入れ支援センターということで、お1人の方を入管OBの方をお願いしまして、いろんな様々な入管手続に対する相談でありますとか、実際外国人の方が日本に来られている際の困り事、直接解決できない場合もございませうけれども、そういった機関におつなぎするとか、というような方の取組、それから、外国の方へのいわゆる熊本のPRということで、実際、熊本等において働いていらっしゃる方々のインタビューを今年度実施しまして、それを、ユーチューブであったり、インスタグラムであったりとか、そういったSNSで発信することによって、母国の方々に熊本で実際働いている方の声を聞いてもらって、熊本をPRしているというような取組も今年度実施している状況でございますので、補足させていただきます。

○吉永和世委員 今、池田先生が質問されたというか、話されている内容は、すごく大事だと思います。

商工会議所連合会のほうからも強い要望があつたと思いますので、そこら辺はしっかりと連携取りながらやっていかないと、県経済に大きく影響することでございますので、そこら辺しっかりと対応いただきたいというふうに思います。

それと、質問いいですか。

○吉田孝平委員長 はい。

○吉永和世委員 産業支援課ですね。11ページ。

今県のほうで、半導体人材育成、これは、推進ビジョンを策定して、その大きな柱の中のひとつが半導体人材育成であるというふうに思いますが、その中で、やっぱり技術短期大学の果たす役割というのは、結構大きいものがあるんだろうというふうに思います。そう

いう中で、この機材導入というのもあるんだと思いますが、必要なものはしっかりと導入していただきたいなというふうに思います。

それと、その中で、熊本大学もクリーンルームを整備したり、あるいは必要な機器等を導入されているんだろうというふうに思いますし、また、先ほど部長がおっしゃったアスカインデックス、これも民間としていろんな機材等があるわけでありまして、大学との連携、また、民間との連携、その連携の中に、こういう機材関係というの必要なのかなというふうに思うんですけども、そこら辺の現状というのはどうなっているんですか。

○辻井産業支援課長 御質問ありがとうございます。

委員おっしゃるとおり、今様々なある種機器が、技術短期大学だったり、産業技術センターだったり、あと、熊本大学、崇城大学、そういった教育機関に様々導入されているところでございます。

こういった、まず、導入に当たりましての考え方といたしましては、同じ県内に、例えば似たようなものとか、もう全く重なっているものが導入されても、なかなか利用実績が上がらないものですから、基本的には、それぞれ、ここにはこういうものがあるよねということを認識しながら導入を検討させていただきまして、第三者の目で、特に我々産業技術センターに設置するもの等は、審査をしながら慎重に設置をしているところでございます。

おっしゃったとおり、先日私も、熊本大学、あと産業技術センター等と関係者を交えて意見交換させていただきましたところ、やはり双方に、例えばこんな機器があるんだねとか、これはぜひ、例えば大学の研究で使いたい、もしくは、逆に地場企業からすると、大学にあるこういったものを使いたいというような声を非常に多くいただいております。

て、こういった情報交換、この機器があって、このぐらいの値段で使えて、こういう指導してくれる人がいるとか、そういった情報はちょっと定期的に関係者で意見交換していきましょうというような話を関係者でさせていただいておりますので、やはり限られた資産というか、資源でございますから、そういったものを最大限活用できるように、今後も情報交換等に県が主導して努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○吉永和世委員 やっぱり必要なものはしっかりと導入できる中で、優秀な人材育成というのができるのかなと思います。県に同じものが何個もあってもしょうがないので、そこら辺しっかりと連携取ってやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○吉田孝平委員長 ほかにございせんか。

○前田憲秀委員 御説明ありがとうございます。

12ページ、エネルギー政策課さん。

特別高圧電力利用事業者ということで、これは遅きに失した感じなんですけれども、こういったところが、この特別高圧電力事業者になるんでしょうか。

例えば、イメージするに、グランメッセとか、県立劇場とか、商業施設、デパートとか、そういうところになるんですかね。

○岡山エネルギー政策課長 エネルギー政策課です。

お尋ねの件については、我々もちょっと電力会社に情報収集したんですが、具体的な名前は教えていただけませんでした。おおむね大体我々の電気料から推計して、140件ぐらいが特別高圧電力を県内で使っているんじや

ないかと考えております。

どんなどころかというのと、やはり大規模な工場、それから大きなショッピングモール、そういったところが特別高圧電力と思ってます。熊本県庁は、たしか特別高圧電力で、このぐらいのビルだとそうだと思います。

○前田憲秀委員 教えてもらえないという事情もあるわけですね。

例えば、商業施設と話がありましたけれども、先日、鶴屋の中に入っているパレアさんも利用料をやむなくアップするとかありました。もちろん、この補填があっても追いつかないんでしょうけれども、そこら辺は、もうちょっときちんと説明がつくようにされたいほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、いかがですか。

○板橋男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

パレアのほうは、10月1日から利用料金の値上げのほうをいたしておりますけれども、6月補正のほうで、4年度の分の光熱費高騰につきましては、コロナの交付金を活用して高騰費分を支援しておりますので、こうしたこれからの施策につきましても注視してまいりたいと思っておりますが、まずは、パレアのほうも利用のサービスに努めまして、県民の皆様のサービス向上にも努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

説明ができるように、追いつかないと思うんですけども、していただきたいと思ひます。

それと、関連して、このLPガス利用事業者への4万円というのもございますが、これは県下の事業者全てということによろしいんですかね。

○岡山エネルギー政策課長 県内でLPガスを利用している、我々からするなら業務用とかのものです。一般家庭は、今総務部のほうで実施されておりますので、いわゆる我々がするのは、業務用それから工業用というところのLPガスに対して、県内の利用されている方全てに支援しようと思っております。

○前田憲秀委員 熊本市も、同じ内容で1事業者4万というのをたしか聞いたんですけれども、そうすると8万になるんですかね。

○岡山エネルギー政策課長 エネルギー政策課です。

熊本市は、独自の財源を使って、一律6,000円を支援していると聞いております。我々が4万円なので、足すと4万6,000円ということになります。

○前田憲秀委員 分かりました。

一般家庭と同じで、事業者も6,000円ということですよ。

○岡山エネルギー政策課長 はい、熊本市は。

○前田憲秀委員 分かりました。

これも、利用者もそうですけれども、事業者さんも様々大変だったお話を聞いておりますので、スピーディーにスムーズに行き渡るようにお願いしたいと思います。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○鈴循環社会推進課長 すみません。先ほど、エコアの件で、私説明をちょっと誤りまして、エコアのそもそもの埋立てキャパシティと今埋め立てである量は、体積、立方メ

ートルで御説明をさせていただいて、残容量は、トン換算したときの30トンという形で御説明をさせていただきました。

ここでちょっと修正をさせていただきたいと思います。

エコアの埋立許可容量は、先ほど御説明いたしましたとおり、42万3,395立方メートルでございます。埋め立てられているのが21万5,218立方メートルでございます。残りは、20万8,177立方メートルでございます。

すみません。大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○内野幸喜委員 今度は、観光戦略部のほうですね。

部長の総括説明で、7月の延べ宿泊者数が、2019年比で106.5%、3か月連続でコロナ前を上回っていますと。外国人宿泊者についても、2019年比で90.8%まで回復と。これはやっぱり私も実感するんです。

というのは、どういったときに実感するかというと、町なかでたくさんの観光客らしき人を見るというのもそうですけれども、ホテルがなかなかもう取れなくなっているんですよ。また、価格も数年前に比べるとめちゃくちゃ値上がりしてて、1万以下で宿泊できる場所はもうほぼないんですね。大体もう今2万、3万とかのも出てきてますし、日によっては10万超えとかも出てきています、熊本市内でもですね。だから、多分、恐らく宿泊者は相当多いんだろうなというのを実感してます。

この中で、さっき部長が、ツール・ド・九州2023と熊本マスターズジャパン、バドミントンの説明がありましたけれども、スポーツのこの大規模な大会だけじゃなくて、9月1、2日に農業公園のほうで大規模なフェスがあったんですね。2日間で2万人を超える方々が来場されたと。これは音楽のフェスで

すね。この週末も阿蘇のほうでフェスがあって、恐らく2日間で1万5,000近くの方が来られているんじゃないか。

やっぱりスポーツイベントもそうですけれども、こういう音楽関係のフェスというのも非常に多くの方がやっぱり来られるんです。

9月1、2日のその4万人規模のフェスについては、半分が県外からという話がありましたので、やっぱりたくさんの方が来られます。

7月に、オールブラックス・フィフティーンと日本代表のラグビーがあって、私は電車で帰ったんですけども、熊本駅にその日本代表のジャージを着てる人と同じぐらいの人が、私は初めて知ったバンド名だったんですが、あるコンサートがグランメッセであって、そのグランメッセであったコンサートに来てたアーティストのTシャツを着てる人もたくさんいらっしゃったんですね。たまたま食事のところで隣にいて、明日はどこに見にいくとかと言われてたので、恐らく、多分県外から来られて宿泊されてた方だったんだと思います。

そういったコンテンツというのも、非常に県経済にとって物すごく大きな経済波及効果があると思いますので、そういった分野も、スポーツイベントと同じように、私は、県も一生懸命力を入れていくべきじゃないかなというのを思います。

9月1、2日のフェスには、恐らく部長と政策審議監はちょっと視察に行かれたと思いますので、県庁のどっかの組織の中で、そういった部分の班もつくっていいんじゃないかなというふうに思います。とにかく若い人がたくさん来ますし、いろんな購買意欲の高い方だと思いますので、そういう点はどうかと思って、ちょっとどなたか、ここは観光企画ですかね。

○川寄観光企画課長 観光企画課でございま

す。

委員の今の御指摘のとおり、スポーツ以外にも、音楽あるいはMICEといったもので、非常に地域経済に貢献していただいているというのを、私たちも非常に実感をしております。

一方、興行収入という形で、ミュージック、音楽フェスなどは、興行収入の一方で、その事業の収益を上げられていらっしゃるというところもございますので、そういった経済波及効果は実感しつつも、興行収入とのバランスというか、そういったところも考えながら支援はしていきたいと考えております。

あるいは、そうはいいながらも、県として、経済波及効果があるものについては、名義後援をやったり、あるいは、県の公式観光サイトでの情報発信とか、そういった集客などに関しては、私たちも、もう微力ですけども、しっかり応援はさせていただいているところです。

委員から御指摘ありました、一元的に県庁の中でそういった支援をやれるところというところがございますけれども、私たちもできる限りの情報収集をやりながら、先日の農業公園でのフェスに関しても、どういったお客さんたちが来てるのかとか、これはもう委員からちょっとお誘いがあったのもあったんですけども、そういうところをしっかりと見とくようにという御指摘もございましたので、私たちも、今からもそういった音楽フェスなどの効果についてはしっかりと勉強させていただきながら、できることをしっかりとやっていきたいと考えております。

○内野幸喜委員 私も、改めてこれだけの集客があるんだという——私は、あんまりそういったところに行ったことなかったもんですから、話を聞いたりとかして、ああすごいんだなというふうに思いましたので、ぜひそうした分野にも力を入れて、ぜひ誘致してほしい



いなというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○池田和貴委員 すみません、関連して。

今のお話にちょっと関連してなんですけれども、私も前から思ってるんですが、県庁の職員さんって、ずっと数減らされてきてるんですよ。私が県議会議員なったときって、県庁の職員さん、5,600人いらっしゃいました。今4,100人ですよ。

今課長、意欲があって、いろんなところにも顔を出したいとおっしゃってたんですけども、物理的に数が少なくなると、やれることってやっぱり限られてくるんですよ、人間、時間と。そうすると、やはり特に観光なんかというのは物すごく幅広くて、いろんなことをやらなきゃいけないので、県庁のいわゆる人員の構成を見ると、それはやっぱりちょっと難しいんじゃないかなと思うんですよ、実際ですね。

意欲は、すごく持ってもらうことは大切だと思います。ただ、それが物理的にできるかどうかというのは、やっぱり冷静に考える必要があると思って、そう考えると、やはり私は、観光の戦略だとか、企画だとか、そういうのを考えてプランをつくっていくのは県庁内でやってらっしゃっていいと思うんですけども、実際、それを現場に少し下ろして実現化していく人たちというの、もう少し今まで以上に活用していく必要があるんじゃないかと思ってるんですよ。何でもかんでも県庁がそういうのを手足の部分までやっていると、本当にやらなければいけないことまで回らないんじゃないかという心配をしています。

そこは、県議会の今までの質問の中にもありましたが、他県とも比べて、そういったその手足になるような組織自体が熊本県は少ないんじゃないかという意見も大分ありますし、そういったところも、今後は、本当は

もっと戦略的に考えながらやっていく必要があるんじゃないかと思うんですよ。

あともう一つ言わせてもらおうと、県庁は、これは定期の人事異動があるんですよ。こういう観光とかの関係性って、いわゆるその組織にもついてきますけれども、そこで働いている人にも関係性ついていって、それがずっと長年やることによって力になっていくことがあるんですよ。ところが、その定期人事異動がある方が、そういう職業のところにいると、いたくてもそこに残れないという現実があって、そういったところもやっぱり考えていく必要があるんじゃないかと思うんですよ。

ですから、これはもう何回も言われていることだと思うんですが、意欲は継続していただくとともに、やっぱり合理的にどうすれば本当にやっていけるかというのはもう一度考えて、ぜひ、今この機会、アフターコロナのこの機会に、もう一回そういうのが実現できないか考えていただきたいと思っております。

これは要望です。もし部長が何かコメントがあれば、部長からコメントいただきたいと思っております。

○原山観光戦略部長 観光戦略部でございます。

観光戦略部が、令和2年ですかね、設置をされまして、それ以前は商工観光労働部の中に観光セクションございまして、私も局長したことがございますが、その当時から、これを比べましたら、やはり組織体制もそうですし、人員体制についても徐々に充実をしてきたのかなと思っています。

さらに加えて、手足といいますか、手足という失礼ですけども、いろんな分野で役割分担という意味では、観光連盟のほうも体制を徐々に充実させてきておりますし、さらに、民間のほうで、県も出資もしています

が、くまもとDMCという県全体を見る観光DMCもできましたので、その辺とのうまく役割分担をやりながら、今後またさらにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

観光は、本当に県経済を支える大変重要な分野だと思いますので、いただいた御助言も踏まえながら、しっかり観光施策を充実できるように取り組んでまいりたいというふうに思います。

○池田和貴委員 すみません。ちょっと長くなって申し訳ありませんが、今部長のほうから御説明があったので、ぜひ今後そういう連携を深めてやっていただきたいというふうに思います。

その中で1つ、ぜひ、私がちょっと思っていることも頭の中に入れていただければありがたいと思うのは、1つは、観光を考える上で、今はその世界的なホテルチェーンの5つ星と言われるホテルを誘致するというのも、ある意味すごく重要になってきてるんですよね。

いろいろなホテルチェーンがあります。ヒルトンとか、マリオットとか、その他もあるんですが、マリオットに関していくと、九州では、今度福岡にリッツ・カールトンができて、長崎市にもできるんですよね、マリオットの上位のブランドが。鹿児島にもオープンするんですよ。宮崎はもともとシェラトンあるんですよね。大分もできるんですよ。

何で熊本できないのかなと思っております。阿蘇のほうに、フェアフィールドといういわゆる簡易な道の駅を展開しているホテルは来るんですけれども、そう考えると、何でなんだろうな、何で熊本選ばれないんだろうなってちょっと思ってしまうんですね。

だから、そういったところもやっぱり考えて、今後、海外のインバウンドとかを特に欧米から呼ぼうとしたときに、そういったホテルがあるかどうかというのも、欧米の方が宿

泊地を選択するときに、そこはポイントの一つに、要素の一つになってくると思うので、ぜひそういったところも考えながらやっていただければと思っております。

○川崎観光企画課長 委員から御指摘ありがとうございます。

5つ星ホテルチェーンについては、これは、県としても、総合計画の中にも、阿蘇地域への5つ星ホテルの誘致、あるいは、国立公園満喫プロジェクトの中にも、阿蘇地域への上質なホテルということで、いろいろ情報収集をやり、あるいは誘致活動を展開しているところです。

何で熊本が選ばれてないんだろうということなんですけれども、私たちも、熊本市中心部も含めて、地元の経済界の方ですとか、ホテルを实际営業されている運営者の方とかにも熊本での意見交換もやりながら、あるいは世界的に有名なホテルチェーンのオペレーション、東京に本部があるオペレーションの方との意見交換、それから大手のデベロッパーとの意見交換もやっております。

今委員から御紹介ありました福岡、鹿児島、大分ですね。確かに、上質なホテルが次々と建っているわけなんですけれども、動きとしては、コロナ前なんですけど、あともうちょっとというところまで、投資をやるかどうかやるまいかという、そういう調査に入られたホテルのオペレーターあるいはデベロッパーさんたちは幾つかあったんですけれども、今一旦コロナで全てがストップしているという状況です。

熊本に関しても、決して全くオペレーターあるいはデベロッパーが興味を示してないということではございませんので、また、この人流の回復とともに、そういった動きが少しずつ動いてきているというような状況でございます。

以上です。

○池田和貴委員 ぜひ頑張ってください。期待しております。

○吉永和世委員 観光戦略部。

先ほど、原山部長から説明があつて、非常にいい結果が出てきつつあるということで、大変うれしい話であります。

今、池田先生の話もありましたけれども、熊本県としての、県民と言ったほうがいいですかね、おもてなし、ホテルに選ばれなくても、観光客というか、来る方々に選んでもらえればいい話なので、そこら辺しっかりと熊本県民としておもてなしをするんだという、そういう気概というか、気持ちを県民の方に持っていただくというのは非常に大事な事かなというふうに思いますので、そこら辺の意識を高めるのに、やっぱり県がしっかりと声を出していかないといけないのかなと思いますので、そこら辺ぜひお願いしたいなというふうに思います。

それとあと、私、現地に行って言われた人間なので、またこれもあれなんですけれども、ちょっとこうインバウンドとは逆のアウトバウンドの話ですけれども、我々の教訓として、やっぱりアウトバウンドをしっかりと対応持っていないと、やっぱりせっかく就航した便がまたなくなってしまうという、そういったちょっと嫌な経験をしていますので、そこら辺やっぱりインバウンドとアウトバウンド、これをしっかりと併せて対応していかなくちゃならないのかなというふうに思いますので、そこら辺、ぜひ部長、先頭に立って頑張ってくださいなというふうに思うんですけれども、そこら辺しっかりと捉えていただいていると思うんですけれども……。

○原山観光戦略部長 吉永委員には、かねてからアウトバウンドの重要性をおっしゃっていただいておりますし、我々も、交通部局と

も連携しながら、向こうへ送る分のいろんな支援ですとか、あるいは旅行会社への働きかけですとか、そういったものを、関係各課連携して、アウトバウンドなお一層進むようにしっかりと頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○吉永和世委員 頑張ってくださいなと思います。

さっきおもてなしと言いましたけれども、ホテルの方々、関係者の方々、直接やっぱり受け入れるわけなので、そこら辺での対応というのは非常に大きいことだと思いますので、そこら辺しっかりとホテル関係の方々と緊密に連携取っていただいて、そこら辺のしっかりとした対応、おもてなし、ここをしっかりと、熊本県は日本一だと言われるような、そんな宿泊環境をつくっていただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○前田憲秀委員 すみません、関連で。

その他かなと思ったんですけれども、観光で、今先生方が言われたので。

部長のお話からも、外国人宿泊者は、90.8%まで19年度増えてきたと、そして、インバウンドのさらなる増加ということで、今吉永先生が言われた、私も、アウトバウンドの角度なんですけれども、台北線が、12月には週に11往復ですか、もうすごいことで、ありがたい限りなんですけれども、聞けば、7割から8割はインバウンドのお客さん、台湾からのお客さんということで、本当に、これからは、こっちから行く観光という捉え方は非常に重要だと思っております。

今部長が言われたように、旅行の補助だとか、そういったのももちろん大事だと思うんですけれども、私は、その観光というのにくくって、ほかの地域を訪れて、自然や環境や

食べ物に触れて、文化や史跡に触れて、そして、心の教養もできれば、新たに頑張るぞという元気をもたらす、そういう重要な、何か余興とかじゃなくて、重要な要素が観光というのにはあると思うんです。

であれば、観光戦略部だけじゃなくて、教育委員会だとか、先ほどあった交通政策のほうともしっかりより連携もしないといけないと思うんですけれども、もう少しこのアウトバウンドに向けての意気込みみたいなのは、どなたかお話ないでしょうかね。

○原山観光戦略部長 そうですね。今申し上げましたそういった助成事業をはじめ、本当に観光の効果といいますか、先生おっしゃったような、そういったものをいかに周知していくかというのも大事でしょうし、若い人たちにいかに海外に出ていって勉強してもらうかというような視点も大事だろうと思いますので、観光部門、それから教育部門、交通部門、それぞれ、あるいは産業部門での向こうに行っているようなビジネスをするという点もちろんあるでしょうし、関係各課連携をして、いかにアウトバウンドを増やしていけるか、それはしっかりまた考えていきたいというふうに思います。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

インバウンドがありがたくも今増えて拡大しつつあると、これはもうそれ以上のきっかけはないと思うので、企業にしても、人的交流にしても、それをきっかけに、ぜひこっちからも出ていくようなきっかけづくりも頑張っていたきたいと思っています。よろしくお願いします。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 なければ、以上で質疑を

終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号について採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が4件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○枝國環境政策課長 環境政策課でございます。

経済環境常任委員会報告事項1の資料をお願いします。

半導体関連企業集積に伴う環境への影響に関する台湾訪問調査の結果について御説明いたします。

○吉田孝平委員長 マイクに近づけてお願いします。

○枝國環境政策課長 失礼いたしました。

経済環境常任委員会報告事項1の資料をお願いします。

半導体関連企業集積に伴う環境への影響に

関する台湾訪問調査の結果について御説明いたします。

なお、関係5課による報告となりますので、説明については、環境政策課から一括して行わせていただきます。

1ページをお願いします。

冒頭の部長説明にもありましたとおり、半導体関連企業の集積に伴い、環境への影響を懸念する声も寄せられていることから、多くの半導体関連企業が集積する台湾のサイエンスパークを訪問し、地元行政機関等に環境の状況について調査を実施してまいりました。

訪問先ですが、2ページを御覧ください。

台湾には、3つのサイエンスパークが整備されており、今回、新竹及び中部サイエンスパークを訪問しました。

3ページに各パークの概要を記載しております。

4ページをお願いします。

台湾では、日本と同様に、水質や大気等に関する環境法令が整備されており、各パークでは、地元行政によるモニタリングが実施されております。

J A S Mの製造設備等のモデルとなる工場であるT S M Cのfab15が立地する中部サイエンスパークのモニタリング結果について御報告いたします。

まず、水質についてです。

中ほどの水質のモニタリング調査、採取場所を御覧ください。

パークでは、各工場の排水はパーク内の下水処理場に集められ、処理後河川に放流されます。

地元行政によるモニタリングは、下水処理場放流水、地下水、河川水の3か所で実施されています。

下段に記載しておりますが、放流水には遵守しなければならない規制基準である排水基準が適用され、地下水及び河川水には、達成されることが望ましい基準、つまり目標値で

ある環境基準が適用されます。

5ページが下水処理場放流水の状況です。

モニタリング結果を確認したところ、台湾の排水基準を全て満たし、また、ほとんどの項目が日本の排水基準内でした。

一部の項目は、日本の排水基準を満たしておりませんが、これは日本の基準が台湾より厳しく設定されているためであり、本県に立地する企業は日本の基準を遵守することとなります。

6ページに調査結果を掲載しておりますが、青色の部分が日本の基準を満たしていない項目です。

7ページ、地下水ですが、モニタリング結果は、一部を除き、台湾の環境基準を満たしています。

一部基準を満たしておりませんが、地元行政によると、パークが原因ではないと考えられるとのことでした。

また、ほとんどの項目が日本の環境基準内であり、一部日本の基準等を満たしておりませんが、パークに起因するものではなく、地質の影響と考えられるとのことでした。

9ページ、河川水です。

地下水同様、ほとんどの項目が日本の環境基準内でした。一部日本の基準等を満たしておりませんが、パークに起因するものではないことを確認しております。

11ページ、大気のございます。

モニタリング結果は、台湾の環境基準を満たし、また、多くの項目が日本の環境基準内でした。

一部日本の環境基準等を満たしておりませんが、パークに起因するものではないことを確認しております。

13ページをお願いいたします。

環境汚染事例や苦情等の状況です。

一部の県民等から、台湾ではT S M Cが原因で深刻な環境問題が発生しているといった声が寄せられていることから、事実関係につ

いて確認を行いました。

地元行政によりますと、TSMCが原因で深刻な環境問題が発生している事実はない、また、TSMCが立地するパーク周辺で水質や大気等の苦情はないとのことでした。

なお、20年以上前に環境問題が発生したことがあるが、周辺の河川調査の結果、原因はTSMCが立地する新竹サイエンスパークが放流している河川ではなく、別の流域にある工場とのことでした。

14ページをお願いいたします。

以上御説明したとおり、地元行政によると、環境法令に基づく規制基準は遵守され、環境上の問題は特に見られない、環境基準等を満たさない項目が一部あるが、要因はサイエンスパークではない、TSMCが原因で深刻な環境問題が発生している事実はないとのことでした。

15、16ページは、下水処理場の排水処理の状況です。

パーク内の下水処理方法は、基本的に日本と同様で、水質管理等も適正に実施されておりました。

17ページ、工業用水の状況です。

パークでは、地下水のくみ上げが禁止されており、パーク内の企業は河川水を水源とする水道水を使用されています。

また、台湾では、日本の上水道と変わらない水質の水道水が生活用水にも工業用水にも供給され、その料金は日本の上水道に比べ安価です。

18ページをお願いいたします。

TSMCの工場を訪問し、環境への取組状況を確認してまいりました。

TSMCは、法令を遵守され、環境負荷ゼロを目指した取組を行われていました。

排水処理、水質保全の取組では、汚水を38種類に分けて回収するとともに、資源の循環利用なども推進されています。

20ページの環境負荷ゼロに向けた取組で

は、温室効果ガス削減などを全社的に推進されています。

21ページの排ガス処理におきましても、高度な処理で揮発性有機化合物の98%以上を除去されています。

22ページをお願いいたします。

今回の訪問調査のまとめとして2点ございます。

1点目は、台湾のサイエンスパーク周辺では、地元行政との意見交換及びモニタリング結果を確認したところ、水質、大気の問題上は特に見られないとのことでした。

2点目は、TSMCは、台湾の環境法令を遵守され、環境負荷ゼロを目指した取組を全社的に推進されていました。

環境政策課からの報告は以上です。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

報告資料②地下水保全の取組みについてをお願いいたします。

2ページをお願いします。

熊本の地下水が豊富な要因についてでございます。

まず、地質的要因として、阿蘇山の火砕流堆積物が100メートル以上も降り積もった熊本の地層は、水が非常に浸透しやすいという特性がございます。

また、歴史的な要因としまして、加藤清正公が堰と用水路を築き開墾された白川中流域の水田は、通常の5倍から10倍もの水が浸透するため、大量の水が地下に浸透し、ますます地下水が豊富になり、地下水の量は琵琶湖の水量を超えるほど豊富になっております。

しかし、持続的に使用していくためには、現状のこのバランスを保つ仕組みづくりが必要で、3ページのように、地下水の人工的な涵養が行われております。

下は、その概念図でございます。

続きまして、4ページ、5ページでござい

ますけれども、現在の地下水涵養の取組でございます。

4ページが作物の合間、5ページが冬期に水田に水を張る人工的な涵養を行っております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

4ページ、5ページの取組の効果が6ページでございます。

まず、グラフですけれども、左側が菊陽町の観測井戸の平均推移でございます。

赤い棒グラフが降水量で、青の折れ線グラフが井戸の平均水位となっております。

降水量によって変動はございますけれども、人工的な涵養を開始した後、回復傾向になっております。

右側のグラフにつきましては、江津湖の平均湧水量でございます。

同じく、回復傾向になっております。この状況をしっかりと保つためには、取水量と涵養量のバランスを保つことが必要と考えております。

そのための取組が7ページでございます。

地下水保全に向けた3つの取組、地下水取水量の削減、他の水源利用の推進、地下水涵養のさらなる推進でございます。

なお、ここからは、6月議会でも報告させていただきましたが、持続的な地下水利用が図られるよう、事業者に求める涵養目標を、取水量の1割から原則10割に見直すため、地下水涵養指針を改正します。

環境審議会の部会では、早期の見直しが必要との御意見もいただいておりますので、10月1日から施行することとしました。

さらに、取水量を超える涵養を促すため、一番下の行でございますけれども、取水量と開発による涵養減の合計を超えるような涵養を実施する事業に限りまして、環境アセスの規模要件を通常規模要件を適用するという見直しも同日付で行っております。

続きまして、8ページから13ページに具体的な取組を示しております。

まず、8ページの地下水取水量削減に向けた取組についてでございますが、J A S Mは、当初計画よりも約3割取水量を削減されております。また、節水についても市町村と連携した取組が必要と考えておるところでございます。

青の表で書いておりますけれども、熊本地域の地下水の取水量1億6,000万トンの大体65%は水道関係でございます。約1億トンを超えております。これを5%節水することになると、500万トンを超える地下水削減になります。

8ページの右側にありますけれども、これがどの程度かということ、1人1日1分、シャワーを流す時間を短くするだけで達成できるというような程度になりますので、こういった取組を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、9ページでございます。

他の水源利用の推進に向けた取組として、有明工水の未利用水の活用を検討しております。

続きまして、10ページから地下水の涵養についてでございます。

10ページに、5月16日に締結させていただきました協定、11ページに、現在検討中の具体案を5つ示しております。

まず、11ページのページに色がついている部分でございますけれども、現在、いわゆるかんがい期を中心に水田湛水が行われております。これを非かんがい期などまで広げる期間の拡大と場所を広げる面積の拡大を組み合わせる取り組みこととなります。

具体案を①から⑤として示しておりますけれども、具体的には、12ページをお願いいたします。

①が、まず一つの例でございますけれども、今まで5月から行っていた水張りを、非

かんがい期の4月に前倒しし、湛水期間を拡大するという検討でございます。

②が、非かんがい期に、冬場耕作されていないような土地などで、長期の水張り、冬期湛水といたしますけれども、を新たに実施するという検討でございます。

③が、転作田等において、立地企業の社食用などの稲作の生産拡大を図ることによる地下水涵養を地元で検討されております。

④でございます。

地下水財団で、湧水等を活用し、令和5年から冬期湛水の実施面積を拡大され、令和5年度見込みとして、約90万トンの涵養量の増加を見込んでおります。

⑤につきましては、雨水浸透ますや雨庭など、雨水を地下に浸透させる施設の設置により、地下水が保全され、また、川に水が流れ込まなくなりますので、水害のリスクが軽減されると考えております。

このような取組を検討し、地下水涵養を増やしてまいります。

14ページからは、今年度、熊本大学等で共同で実施している最新のデータを用いた地下水のシミュレーションでございます。

15ページに結果をまとめております。

1の地下水量でございますけれども、熊本地域には琵琶湖の3.2倍相当の地下水が貯留されているという結果が得られました。今まで琵琶湖の1.6倍程度という従来の研究結果を上回るという結果となっております。

また、主に井戸に利用されている第1帯水層、第2帯水層だけでも、赤字で書いておりますけれども、約100億トンの地下水が存在すると推定されております。これは、大体熊本地域の地下水の年間採取量の60年を超えるような量ということになります。

続きまして、16ページがJ A S Mの地下水の許可関係でございます。

J A S Mの採取量につきましては、当初計画されていた1日1万2,000トンに対して約

30%削減ということで、8,500トンとなっております。

涵養の関係で、中段に地下水財団と個別の協定を記載しておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、涵養の増加見込みが大体90万トンということで、J A S Mの本年度の必要量がこれで確保できる見込みと聞いております。

次に、2の揚水試験の結果でございます。

実際に、井戸で1万2,000トン、24時間取水して、周りの井戸の影響を確認されましたが、周りの井戸も、県の観測井戸も、グラフでお示ししておりますとおりに、見えるような水位の低下は確認されておられません。

また、17ページの一番下ですが、当初計画の日量1万2,000トンということで、地下水採取を行った場合のシミュレーションを行いましたけれども、中長期的にも、地下水の低下は最大30センチ程度ということで、菊陽町の地下水の年間変動が大体5メートルから10メートルということを見ると、影響はもう局所的に限られるという予測でございました。

続きまして、18ページをお願いします。

最後が、排水の処理でございます。

一番上に模式図を書いておりますけれども、排水は、工場内で下水道の排除基準内に処理され、また、下水道施設では、排水基準内に処理された後、排水されます。また、それを、県と菊陽町、熊本市が幾重にも基準を満たしているかを確認してまいります。

さらに、2でございますけれども、さらなる環境モニタリングとして、県で規制外物質も含めた水質、大気の追加モニタリングを8月から行っており、工場開始前後の環境の変化を客観的かつ科学的に把握し、また、県民の方々の不安解消にもつなげてまいりたいと考えております。

環境立県推進課、報告以上でございます。



○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

報告資料③をお願いします。

有機フッ素化合物PFOS及びPFOA等の水質調査結果について御報告させていただきます。

有機フッ素化合物の一つであるPFOS及びPFOAについては、水道水源や公共用水域において、暫定目標値を超える事例が全国的に確認され、また、熊本市が行った地下水調査においても、本年3月に、一部地域で暫定目標値を超えたことが公表されました。

このような状況を踏まえ、県で独自の調査を実施しましたので、その結果を御報告させていただきます。

調査は、今年7月12日から8月21日にかけて、熊本市以外の河川5地点、地下水12地点、合計17地点において採水を行いました。

調査項目としては、PFOS及びPFOAに加えて、今後国際条約により製造等の原則禁止が見込まれるPFHxSといたしました。

調査の結果ですが、2、各地点の調査結果にお示ししておりますとおり、PFOS及びPFOAは、いずれの地点でも指針値50ナノグラム・パー・リッターは超過しておりませんでした。

今回の調査では、指針値の超過はありませんでしたが、次年度以降も、調査地点を見直した上で調査を継続し、県内の状況把握に努めていく予定です。

最後に、裏面に各物質の正式名称、主要用途、規制状況等を参考までに掲載しています。

有機フッ素化合物の水質調査結果についての説明は以上でございます。

○佐藤水俣病審査課長 水俣病審査課です。

報告資料④ノーモア・ミナマタ近畿第2次国家賠償等請求訴訟大阪地裁判決について御

説明します。

1、訴訟の概要ですが、不知火海沿岸等に居住歴のある原告128人が、大阪地裁において、国、熊本県、チッソ株式会社の3者に対し、メチル水銀によって汚染された魚介類を摂取したことにより、感覚障害等の健康被害を受けたとして、国家賠償法等に基づき、損害賠償金1人450万円と遅延損害金を請求するものです。

③主な争点としては、各原告の水俣病罹患の有無及び損害賠償請求権が消滅する除斥期間の適用でございまして、原告は、公健法上の水俣病認定に用いられる基準に対し、独自の病像論と診断基準を主張するものです。

裏面をお願いします。

去る9月27日の判決の内容ですが、原告128人全員について、水俣病に罹患していると認定し、損害賠償金1人275万円と遅延損害金の支払い請求を認めるものでした。このうち、県に連帯支払い義務があるのは122人でございます。

(3)判決理由の概要ですが、①メチル水銀暴露と四肢末梢優位等の感覚障害との間に疫学的因果関係が認められること、②暴露終了から長期間経過後に発症する遅発性水俣病の存在が認められること、③特措法の対象地域以外でも、不知火海の魚介類を継続的に多食した場合には、暴露が認められること、④チッソが昭和43年にアセトアルデヒドの製造を停止した後も、昭和49年1月までに水俣湾近海で捕られた魚介類を多食したものについては、暴露が認められること、⑤原告らについて、除斥期間は経過していないことなどでございます。

3、判決対応についてですが、現在、判決内容を精査の上、国と対応を協議中でございます。

水俣病審査課は以上です。

○吉田孝平委員長 以上で執行部の報告が終

わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

○岩田智子委員 まず、半導体企業の集積に伴う環境への影響についての台湾訪問とか地下水保全の取組などの詳しい報告をしていたら、本当にありがたいと思います。

これは、県民の皆さんすごく興味のあることで、やはりパブコメなんかも、すごく人数、たくさん意見が出てたというのがありますし、今回詳しく説明したことを県民の皆さんにしっかりお伝えしなければいけないなというふうに思っています。

県民の皆さんがやっぱり心配なことだったのが、熊本市で出たPFOS、PFOA、有機フッ素化合物ですね。

この件について、一般質問でもいろんな方が質問をされていましたが、実は日本の基準内ではあるんだけど、アメリカとかではとてもやっぱり基準が厳しいですよ。

報告に書いてあるように、人体にはそんなにこうあれはありませんというふうに最後に書いてありましたけれども、出た場合というか、これも一般質問でも出たと思いますけれども、これを除去というか、これを出したところで、県としては、県民にどういうふうに安全ですよと言うのか、こうしたら大丈夫ですよという、何かその辺のことをお聞きしたいんですけども。

私も、いろんな人からお問合せがあつて、でも、出てるんでしょって、あるんでしょってというふうなことで、どういうふうに県民として対処すればいいのかというのを教えていただきたいと思います。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

委員の御質問は、主に有機フッ素化合物に係ることだと理解いたしました。

有機フッ素化合物に関しては、現在、国のほうで、PFOS、PFOAそれぞれ50ナノグラム・パー・リッターと暫定的な目標値というものを設定されているところがございます。本県としては、こういった国の動きを注視しながら動いていきたいと思っております。

なお、アメリカのほうで4ナノグラムという数字が出てますけれども、これはあくまでも基準ではございません。規制値の案でございます、現行アメリカの基準は70という数字でございます。

ちなみに、WHOでは、PFOS、PFOAそれぞれについて、100ナノグラム・パー・リッターという数字を目安として提供しております、このように有機フッ素化合物に関しては、なかなか国際的にも確たる線引きというのがまだ難しい状況でございます。

こういった点も踏まえて、国のほうで専門家による委員会というのを立ち上げて、しっかり検討されておりますので、県としては、その動きをしっかりと見て、随時適切な対応をしてみたいと思っております。

○岩田智子委員 はい、分かりました。

じゃあ、アメリカで言うのは、規制値の案ということで考えられているということだと認識すればいいですね。

では、原因というのは、まだ分からないわけですよね、この出た原因というのは。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

熊本市の事例について言えば、分からないという熊本市のほうの公表もなされているところがございます。

ただ、全国的に見れば、そういう有機フッ素化合物を使用していた工場からの汚染というところが原因とはっきり分かっているところ

るもありますし、沖縄県とか東京のほうは、米軍とかそういった関連の泡消火剤に由来するというような特定もなされているところでございます。

このあたり原因が分かるか分からないかは、それぞれ個別の事例ごとではないかと見ているところです。

○岩田智子委員 分かりました。

存じておりますけれども、熊本県で暫定指針値内ののものであっても、やっぱり心配に思われる方はたくさんいらっしゃると思いますので、その辺も考えていただきたいなと思います。

熊本市の場合は、特に多かったところはそこを使わないようにというふうにして言われたと思うんですけども、熊本県の場合は、ここでは全て4未満、まあちょっと多いところもありますけれども、その辺に関しての何か御説明みたいなのはありますか。もうこうでしたということでしょうか。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

今回県で調査した地点というのは、有機フッ素化合物の排出源となり得るような施設等をピックアップして、その周辺で調査しております。

例えば、大きな消防署とか、あと半導体工場も含めております。また、半導体工場以外の大規模な工場、そして自衛隊とか、そういういわゆる国等の地点で排出する可能性があるというところのかなり近傍で測定しておりますので、我々が測定した範囲では、これらの排出要因の大きな影響は受けてないのかなというところです。

一方で、一部50ナノグラムを大きく下回っておりますが、検出されているところもございます。ここに関しても、先ほど申しましたような負荷が発生する可能性がある施設とい

うのでもありますので、そういったところからの影響もあった可能性も否定できませんが、これについては、今回のモニタリング結果で、あくまでも国の暫定指針値は大きく下回っておりますので、我々としては、今後、継続的にほかの地点も含めて見ていきたいと思っております。

○岩田智子委員 詳しくモニタリング調査とかも、これからも継続してやっていくとおっしゃったので、とてもちょっと安心したなというふうに思ってるんですけども、それぞれ県民の皆さんへのお知らせとか見やすいところをお願いしたいなと思っております。

もう1つ続けていいですか。

○吉田孝平委員長 はい。

○岩田智子委員 水俣病のノーモア・ミナマタの裁判の結果で、私としては、本当に私人としては、患者さんたちの声を聴いた者の一人としては、画期的な裁判だったなというふうに思っています。

最終的には、いろいろ精査をしながら、国と協議をしながらというふうには、この報告では出ておりますけれども、早期解決に向けては、本当にここで患者さんたちとしっかり解決に向けて動いていただきたいなというすごく強い気持ちがありますので、これはもう要望ですけども、お伝えをしておきます。よろしく申し上げます。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○内野幸喜委員 台湾訪問調査の結果ということで、一般質問の中でも、部長が10月3日の経済環境常任委員会の中で公表させていただきますという答弁がありました。ですから、今日初めてこうやってオープンにしたと

ということだと思いますが、中身を見ると、本当つまびらかにちゃんと報告がされていると思います。

一部県民の方から様々な声もある中で、排水基準内だけではなくて、日本の排水基準は超えてるけれども、ただし、日本の場合は、それをちゃんと遵守してもらおうとか、そうした形でつまびらかにしてありますので、こういった内容についてを、どういう形で今後県民の皆様方に公表していくのか。

今日初めてこうやって公表したわけですが、今後はどんな感じで公表していくのか、県民の皆様方に知っていただく機会をつくっていただくのかということをちょっと教えてほしいなと思います。

○小原環境生活部長 環境生活部でございます。ありがとうございます。

実は、この委員会が終わった後、午後から報道の方々に記者発表させていただくということで、まずは、報道の方にはしっかりニュースとして報道していただければというふうに思っています。

また、ホームページ等でも、この辺を掲載していろんな方に見ていただくように考えてますし、あと、まだこれからの準備ではあるんですが、やっぱり環境学習とかも我々のほうでやっていますので、それについて、ちょっと難しいんですけども、何か子供さん向けだったりとか、あるいはその映像とか、その辺も、今後、下半期から来年度にかけて、しっかり県民の皆様方に分かりやすい資料を作って説明に尽くしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○内野幸喜委員 やっぱり県民の皆さん方の不安払拭のために、そうした丁寧な形の説明等を心がけていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○吉永和世委員 この半導体関連企業の集積に伴う環境への影響ということで、台湾に現地に入っていただいて実感をさせていただいてということで、本当に、このことはやっぱり県民の安心につながっていくものだと思いますが、今、内野先生がおっしゃいましたが、それを情報発信していくこと、これが大事だと思います。

それと、日本におけるのは管理体制、排水、それと放流と河川環境、これをしっかりとどう管理していくのかもしっかりと併せて情報発信をしていただきたいなということをお願い申し上げたいと思います。

それと、地下水保全の取組の中で、16、17ページですけれども、JASMさんが、年間採取量310万立米、それと日平均8,500立米取水されるわけでありましたが、この取水によって周辺の井戸に与える影響というのは、実際どうなっているのかということと、それとまた、もしも問題ないということであれば、その許可はもう出されたのか、そこら辺ちょっと御説明いただきたいと。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

16、17ページの関係でございますけれども、JASMのほうで——まず、16ページの2のところでございます。

揚水試験ということで、1万2,000トンの水量を24時間取水して、周辺井戸の状況をモニタリングという形で確認しております。そこに書いておりますとおり、試験中の変動というのがプラスマイナス20センチと少なく、問題となるような水位低下は確認されておられません。

また、県の観測井戸のデータにつきまして、17ページに記載させていただいておりますけれども、そちらにおいても水位の変動というものは確認されておらないというところ

でございます。

もう一つの質問の許可についてでございますけれども、そのため、もう9月27日付で許可手続を行っております。

以上でございます。

○吉永和世委員 ありがとうございます。

しっかりと涵養対策をやっていくことが大事だと思いますので、そこら辺徹底してやっていただくようお願い申し上げます。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他のその他に入りますが、委員から何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が6件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第3回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午後0時15分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

経済環境常任委員会委員長